

昭和四十三年厚生省・労働省令第一号

社会保険労務士法施行規則

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第七條、第八條第九号、第十四條、第十五条及び第三十一条並びに附則第五項及び第九項の規定に基づき、社会保険労務士法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第一条の十一）

第二章 社会保険労務士試験等

第一節 社会保険労務士試験（第二条―第九條の二）

第二節 紛争解決手続代理業務試験（第九條の三―第九條の七）

第二章の二 登録（第十条―第十二條の九）

第三章 社会保険労務士の権利及び義務（第十三條―第十六條の六）

第四章 監督（第十七條・第十七條の二）

第四章の二 社会保険労務士法人（第十七條の三―第十七條の九）

第五章 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会（第十八條―第三十四條）

附則

第一章 総則

（事務代理の範囲）

第一条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項第一号の三に規定する申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（以下「申請等」という。）に係る厚生労働省令で定めるものは、別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（指定の申請）

第一条の二 法第二条第一項第一号の六に規定する厚生労働大臣の指定を受けようとする団体は、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定申請書（様式第一号）に次の各号に掲げる書類を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 申請に係る民間紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号。以下「裁判外紛争解決手続利用促進法」という。）第二条第一号に規定する民間紛争解決手続をいう。以下同じ。）の業務が、裁判外紛争解決手続利用促進法第五条の規定による法務大臣の認証を受けた

けていることを明らかにすることができる書面
二 申請に係る裁判外紛争解決手続利用促進法第八条第二項第一号から第四号までに掲げる書類
（指定の基準）

第一条の三 法第二条第一項第一号の六に規定する厚生労働大臣の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められる団体について行う。

一 申請に係る民間紛争解決手続の業務が裁判外紛争解決手続利用促進法第五条に規定する法務大臣の認証を受けているものであつて、当該認証に係る民間紛争解決手続の業務に個別労働関係紛争（法第二条第一項第一号の五に規定する個別労働関係紛争をいう。以下同じ。）に関する民間紛争解決手続の業務が含まれているものであること。

二 前号に定めるもののほか、指定を受けようとする団体が、その人的構成に照らして個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識及び能力を有することその他当該業務を公正かつ適確に行うことができると認められるものであること。

（指定の公示等）

第一条の四 厚生労働大臣は、法第二条第一項第一号の六に規定する指定をしたときは、当該指定に係る団体（以下「指定団体」という。）の名称及び住所を官報で公示しなければならない。これらの事項の変更について次条の規定により届出があつたときも、同様とする。

2 指定団体は、当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続利用促進法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。以下同じ。）を利用し、又は利用しようとする者に適正な情報を提供するため、指定団体である旨を、当該認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 前項の規定による掲示は、指定団体である旨を、当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により行うことができる。

（変更等の届出）

第一条の五 指定団体は、当該指定に係る認証紛争解決手続の業務について第一条の八各号のいずれかに該当した場合又は第一条の二の申請書

の記載事項に変更があつた場合には指定申請書記載事項変更等届出書（様式第二号）により、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により第一条の二の申請書の記載事項の変更に係る届出を行うときは、前項の届出書に当該変更の内容を明らかにする書類を添付しなければならない。

（厚生労働大臣への報告等）

第一条の六 指定団体は、毎事業年度終了後三月以内に、当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務及び当該認証紛争解決手続における特定社会保険労務士（法第二条第二項に規定する特定社会保険労務士をいう。）による紛争解決手続代理業務（法第二条第二項に規定する紛争解決手続代理業務をいう。以下同じ。）の実施状況その他当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務に関し事業報告書（様式第三号）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、当該団体に対し、その事業の運営に関し報告させ、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第一条の七 厚生労働大臣は、指定団体がこの省令の規定に違反したとき、又は当該指定団体の財産の状況若しくは当該指定団体が行う個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該指定団体に対し、その是正又は改善のため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（指定の失効）

第一条の八 指定団体が、当該指定に係る認証紛争解決手続の業務について、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該指定団体に係る法第二条第一項第一号の六に規定する指定は、その効力を失う。

一 裁判外紛争解決手続利用促進法第十九条の規定により同法第五条の認証が失効したとき。

二 裁判外紛争解決手続利用促進法第二十三条第一項又は第二項の規定により同法第五条の認証が取り消されたとき。

三 個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続の業務が含まれないこととなつたとき。

（指定の取消し）

第一条の九 厚生労働大臣は、指定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第一条の三第二号の指定の基準に適合しなくなつたとき。

二 第一条の七の規定による勧告があつたにもかかわらず、当該勧告に係る措置を講じていないと認められるとき。

三 偽りその他の不正の手段により法第二条第一項第一号の六に規定する指定を受けたことが判明したとき。

（指定の失効等の公示）

第一条の十 厚生労働大臣は、第一条の八の規定により法第二条第一項第一号の六に規定する指定がその効力を失つたとき、又は前条の規定により同号に規定する指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（社会保険労務士の資格）

第一条の十一 法第三条第一項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務

二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務

三 旧港湾労働法（昭和四十年法律第二百二十号）第四十四条第三項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三十三條第三項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第四百五條第一項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九條第二項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務

四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令

に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）

五 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務

六 法人等の労働を担当する役員として従事する業務

七 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務

第二章 社会保険労務士試験等
第一節 社会保険労務士試験
（受験資格）

第二条 法第八号第九号の厚生労働省令で定める事務は、労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務とする。

第三条 法別表第二の二の厚生労働省令で定める事務は、労働又は社会保険に関する法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務とする。

第四条 法別表第二の二の二、第三号、第四号、第六号、第七号及び第八号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 講習は、通信の方法によつて六月間行われるものであり、かつ、十八時間の面接指導を含むものであること。

二 講習は、社会保険労務士の養成指導に必要な知識及び経験を有すると認められる講師により行われるものであること。

三 講習は、修了試験が行われ、かつ、当該修了試験において良好な成績を修めた者に対し、講習修了証が交付されるものであること。

四 その他講習の運営方法が適切かつ確実であると認められるものであること。

（試験科目の一部の免除）
第五条 法第十一条の規定により社会保険労務士試験（以下「試験」という。）の免除を申請しようとする者は、厚生労働大臣が法第十条の二第一項に規定する試験事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあっては社会保険労務士試験試験科目免除申請書（様式第四号）をその者の住所を管轄する地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は都道府県労働局長（以下「所轄の地方厚生局長等又は労働局長」という。）を経由して厚生労働大臣に、全国社会保険労務

士会連合会（以下「連合会」という。）が試験事務を行う場合にあっては連合会が定める社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書を連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定により社会保険労務士試験試験科目免除申請書（連合会が定める社会保険労務士試験の試験科目の免除申請書を含む。以下同じ。）を提出する場合には、法別表第二の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることのできる書面を添えなければならない。

3 社会保険労務士試験試験科目免除申請書（試験科目の一部について試験の免除を受けようとする者に係るものに限る。）の提出は、次条第一項に規定する社会保険労務士試験受験申込書に添えてしなければならない。

4 厚生労働大臣（連合会が試験事務を行う場合にあっては、連合会）は、第一項の規定により試験の免除の申請があつた場合において、試験科目の全部又は一部について試験を免除し、又は免除しない旨の決定をしたときは、その旨を、書面により、当該申請をした者に通知するものとする。

（受験の申込み）
第六条 試験を受けようとする者は、試験を受けようとする年の五月三十一日までに、厚生労働大臣が試験事務を行う場合にあっては社会保険労務士試験受験申込書（様式第五号）を所轄の地方厚生局長等又は労働局長を経由して厚生労働大臣に、連合会が試験事務を行う場合にあっては連合会が定める社会保険労務士試験の受験申込書を連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定により社会保険労務士試験受験申込書（連合会が定める社会保険労務士試験の受験申込書を含む。）を提出する場合には、次の書類等を添えなければならない。

一 受験資格を有することを明らかにすることのできる書面

二 写真

（試験の公告）
第七条 厚生労働大臣は、毎年四月三十日までに、その年に行う試験の期日、試験地その他試験の実施に関し必要な事項を官報において公告するものとする。

（合格者の公告等）
第八条 厚生労働大臣は、試験に合格した者に試験に合格したことを証する書面を交付するとともに、試験に合格した者の受験番号を官報において公告するものとする。

（社会保険労務士試験委員の任期等）
第九条 法第十条第二項の社会保険労務士試験委員の任期は、二年とする。

2 前項の社会保険労務士試験委員は、非常勤とする。

（不正受験者に対する処分の報告）
第九条の二 連合会は、法第十三条第二項の規定により同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を行使したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 処分内容及び処分を行った日
二 処分の理由
三 処分の受取

（研修）
第九条の三 法第十三条の三第一項の厚生労働省令で定める研修は、連合会が、次に掲げる事項について講義及び演習により行うものとし、当該研修の総時間は、六十三時間以上とする。

一 個別労働関係紛争に関する法令及び実務に関すること。
二 個別労働関係紛争の解決のための手続に関すること。
三 個別労働関係紛争における書面の作成に関すること。
四 紛争解決手続代理業務に携わる者としての倫理に関すること。

五 その他個別労働関係紛争に関し必要な事項
第九条の四 連合会は、前条の規定により連合会が行う研修の実施計画を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 連合会は、前条の規定により連合会が行う研修を修了した者に対して研修修了証を交付しなければならない。

（紛争解決手続代理業務試験の受験の申込み）
第九条の五 法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験を受けようとする者は、受付期間内に、厚生労働大臣が法第十三条の四に規定する代理業務試験事務（以下「代理業務試験事務」という。）を行う場合にあっては紛争解決手続代理業務試験受験申込書（様式第五号の二）を所轄の地方厚生局長等又は労働局長を経由して厚生労働大臣に、連合会が代理業務試験事務を行う場合にあっては連合会が定める紛争解決手続代理業務試験の受験申込書を連合会に提出しなければならない。

2 前項の規定により紛争解決手続代理業務試験受験申込書（連合会が定める紛争解決手続代理業務試験の受験申込書を含む。）を提出する場合には、次の書類等を添えなければならない。ただし、紛争解決手続代理業務試験を受けようとする者が当該試験の日までに第九条の三第一項に規定する研修を修了する見込みである場合には、第一号の研修修了証に代えて、当該試験の日までに当該研修を修了する見込みであることを証する書面を添えなければならない。

一 前条第二項に規定する研修修了証
二 写真

（紛争解決手続代理業務試験の公告）
第九条の六 厚生労働大臣は、あらかじめ、紛争解決手続代理業務試験の期日、試験地、受験申込書の受付期間その他紛争解決手続代理業務試験の実施に関し必要な事項を官報において公告するものとする。

（試験に関する規定の準用）
第九条の七 第八条から第九条の二までの規定は、紛争解決手続代理業務試験及び代理業務試験事務について準用する。

第二章の二 登録
（登録事項）
第十条 法第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、第二号が該当する法第三条第一項各号若しくは第二号、法附則第二項若しくは第四項又は沖繩の復帰に伴う労働省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五十六号）第三条第三項に規定する事由及びその該当年月日とする。

（社会保険労務士名簿）
第十一条 社会保険労務士名簿は、社会保険労務士ごとに登録番号を付して整理するものとし、当該名簿の様式は、連合会の定めるところによる。

2 連合会は、社会保険労務士名簿の様式を定めた場合には、遅滞なく、その様式を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様とする。

（登録の申請）
第十二条 法第十四条の五の厚生労働省令で定める事項は、法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者が法第五条各号及び法第十四条の七各号に該当しない旨その他参考となるべき事項とする。

2 法第十四条の五の登録申請書（以下この条において「登録申請書」という。）の様式は、連合会の定めるところによる。

3 前条第二項の規定は、連合会が登録申請書の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

4 登録申請書には、写真を添付しなければならない。

5 法第十四条の五の厚生労働省令で定める社会保険労務士会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる社会保険労務士会とする。

一 法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者のうち、他人の求めに応じ報酬を得て法第二条に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を含む。）にならうとするもの。その者の設けようとする事務所（社会保険労務士法人の社員にならうとする者にあつては、その者が所属することとなる社会保険労務士法人の事務所）の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会

二 法第十四条の二第二項の規定による登録を受けようとする者のうち、事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下この号において同じ。）に勤務し、法第二条に規定する事務に従事する社会保険労務士にならうとするもの。その者の勤務する事業所の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会

三 法第十四条の二第一項の規定による登録を受けようとする者（前二号に掲げるものを除く。）その者の住所の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会

（変更の登録の申請）

第十二条の二 法第十四条の四の規定により変更の登録を申請する者は、変更の内容及び変更の生じた年月日を記載した変更登録申請書をその者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

第十二条の三 社会保険労務士証票は、様式第六号による。

（登録の取消しに関する届出）

第十二条の三の二 社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の九第一項各号のいずれかに

該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその同居の親族は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士の登録を受けた者の所属社会保険労務士会又は当該社会保険労務士の登録を受けた者が法第十四条の十第一項各号のいずれかに該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第十二条の四 法第十四条の十第二項の規定により社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた旨を届け出ようとする者は、その届出書を、当該社会保険労務士が同条第一項第二号又は第四号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。

（紛争解決手続代理業務の付記の申請）

第十二条の五 法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める事項は、第十一条第一項に規定する登録番号とする。

2 法第十四条の十一の二の付記申請書（以下この条において「付記申請書」という。）の様式は、連合会の定めるところによる。

3 第十一条第二項の規定は、連合会が付記申請書の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

4 付記申請書には、写真を添付しなければならない。

5 法第十四条の十一の二の厚生労働省令で定める社会保険労務士会は、紛争解決手続代理業務の付記を受けようとする者の所属社会保険労務士会とする。

（特定社会保険労務士証票の様式）

第十二条の六 法第十四条の十一の三第二項の特定社会保険労務士証票は、様式第六号の二による。

（特定社会保険労務士証票の返還の手続）

第十二条の七 法第十四条の十一の六第一項の規定により特定社会保険労務士証票を返還しようとする者は、その者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に返還しなければならない。

（社会保険労務士証票返還等の手続）

第十二条の八 法第十四条の十二第一項の規定により社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票（次項において「社会保険労務士証票

等」という。）を返還しようとする者は、当該社会保険労務士が法第十四条の十第一項各号に該当することとなつた際に所属していた社会保険労務士会（当該社会保険労務士が業務の停止の処分を受けた場合にあつては、当該社会保険労務士の所属社会保険労務士会）を経由して、連合会に返還しなければならない。

2 法第十四条の十二第二項の規定により社会保険労務士証票等の再交付を申請する者及び社会保険労務士証票等を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する者は、再交付申請書とその者の所属社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。この場合において、社会保険労務士証票等を損壊したため当該申請書を提出するときは、当該損壊した社会保険労務士証票等を添付しなければならない。

（登録等の通知）

第十二条の九 連合会は、次に掲げる事務を行つたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

一 社会保険労務士名簿への登録

二 社会保険労務士名簿の変更

三 社会保険労務士名簿の登録の抹消

四 紛争解決手続代理業務の付記（法第十四条の十一の二に規定する紛争解決手続代理業務の付記をいう。以下同じ。）

五 紛争解決手続代理業務の付記の抹消

第三章 社会保険労務士の権利及び義務

（報酬の基準を明示する義務）

第十二条の十 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、それぞれ次の各号に掲げる事務を受任しようとする場合には、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定の方法その他の報酬の基準を示さなければならない。

一 社会保険労務士 法第二条第一項各号に掲げる事務並びに法第二条第二項に規定する出頭及び陳述に関する事務

二 社会保険労務士法人 法第二条第一項第一号から第一号の三まで、第二号及び第三号に掲げる事務、法第二十五条の九第一項各号に掲げる業務に関する事務並びに法第二十五条の九の二の規定により委託される事務

（業務の公正保持等）

第十二条の十一 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、依頼を誘致するに際し、その業務の内容、報酬その他の依頼となる者との判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（以

下「重要事項」という。）につき、不実のことが告げ、又は故意に事実を告げない行為その他の不正又は不当な行為をしてはならない。

2 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務について広告をするときは、重要事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（審査事項等の記載）

第十三条 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。

一 労働基準法施行規則（昭和五十二年厚生省令第二十三号）第五十七条第一項第一号に係る報告書

二 雇用保険法施行規則（昭和五十二年労働省令第三号）第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、同令第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、同令第十三条第一項の雇用保険被保険者転勤届、同令第十四条の個人番号変更届、同令第十四条の二第一項の雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書、同令第一百零一条の五第一項の雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、同令第一百四十一条の届書並びに同令第一百四十二条の届書

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四條の二第一項の保険関係の成立の届出及び同条第二項の変更の届出

四 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十五条第一項の届書

五 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十八条の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

法第十七条第一項又は第二項の規定による申請書等への付記は、申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面の欄外余白に記載すること）が適当でないときは、その裏面の欄外余白に記載して行うものとする。

第十四条 法第十八条第一項ただし書の厚生労働大臣の許可を受けようとする者は、事務所増設許可申請書（様式第九号）を、現に社会保険労務士の業務を行っている事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

下「重要事項」という。）につき、不実のことが告げ、又は故意に事実を告げない行為その他の不正又は不当な行為をしてはならない。

2 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、その業務について広告をするときは、重要事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（審査事項等の記載）

第十三条 法第十七条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める申請書等は、次のとおりとする。

一 労働基準法施行規則（昭和五十二年厚生省令第二十三号）第五十七条第一項第一号に係る報告書

二 雇用保険法施行規則（昭和五十二年労働省令第三号）第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、同令第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、同令第十三条第一項の雇用保険被保険者転勤届、同令第十四条の個人番号変更届、同令第十四条の二第一項の雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書、同令第一百零一条の五第一項の雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、同令第一百四十一条の届書並びに同令第一百四十二条の届書

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四條の二第一項の保険関係の成立の届出及び同条第二項の変更の届出

四 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十五条第一項の届書

五 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十八条の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届

法第十七条第一項又は第二項の規定による申請書等への付記は、申請書等の表面の欄外余白（当該申請書等の表面の欄外余白に記載すること）が適当でないときは、その裏面の欄外余白に記載して行うものとする。

第十四条 法第十八条第一項ただし書の厚生労働大臣の許可を受けようとする者は、事務所増設許可申請書（様式第九号）を、現に社会保険労務士の業務を行っている事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

(帳簿の記載事項)
第十五条 法第十九条第一項の厚生労働大臣が定める事項は、事件の概要とする。

(開業社会保険労務士等による書類への氏名の記載等)
第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て法第二

条に規定する事務を業として行う社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。)若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、同条第一項第一号に規定する申請書等(以下この条において「申請書等」という。)を作成した場合、作成した書類を作成の年月日を記載し、かつ、当該申請書等の作成に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

2 開業社会保険労務士若しくはその使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士は、法第二條第一項第一号の規定により申請書等の提出に関する手続を代わつてする場合には、当該申請書等に「提出代行者」と表示し、かつ、当該申請書等の提出に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

(事務代理等の権限の明示)

第十六条の二 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、法第二條第一項第一号の三に規定する事務代理又は紛争解決手続代理業務(以下「事務代理等」という。)をする場合において、その権限を有することを証する書面を行政機関等に提出しなければならない。ただし、次

条の規定により申請書等(法第二條第一項第一号に規定する申請書等及び同項第一号の五又は第一号の六に規定する個別労働関係紛争に関するあつせんの手続又は個別労働関係紛争に関する認証紛争解決手続)に關して行政機関等に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示して当該申請書等を提出するときはこの限りでない。

(事務代理等に係る書類への氏名の記載等)

第十六条の三 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、申請書等を行政機関等に提出するときは、当該社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対して事務代理等の権限を与えた者(以下「本人」という。)の氏名又は名称を記載した申請書等に「事務代理者」又は「紛争解決手続代理者」と表示し、かつ、当該事務代理等に係る社会保険労務士の名称を冠してその氏名を記載しなければならない。

(本人への通知)

第十六条の四 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、事務代理等をする場合において、行政機関等から当該事務代理等に係る事務に關し指導等が行われたときは、その内容を本人に通知しなければならない。

(行政機関等による確認等)

第十六条の五 行政機関等は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人により事務代理等がされている事務について、当該事務代理等に係る事務、あつせん、調停又は和解の仲介の内容の確認等のため必要があると認めるときは、当該事務代理等に係る事務、あつせん、調停又は和解の仲介に關し、直接本人に対し、必要な報告を求め、又は出頭を求めて事情を聴くことができる。(行政機関等による説明の聴取)

(行政機関等による説明の聴取)

第十六条の六 行政機関等は、必要があると認めるときは、法第十七条第一項又は第二項の規定による書面の添付又は付記について、当該書面の添付又は付記に係る社会保険労務士に対し、説明を求めるものとする。

第四章 監督

第十七条 法第二十四条第二項の証明書は、社会保険労務士業務検査職員証(様式第十号)とす

る。(登録抹消の制限に係る懲戒の手続の開始時期等)

第十七条の二 法第二十五条の四の二に規定する社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合とは、社会保険労務士に対し、懲戒処分に係る聴

聞又は弁明の機会の付与について行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項又は第三十条に規定する通知をした場合をいう。

2 厚生労働大臣は、社会保険労務士に対して前

項に規定する通知を発した場合には、その旨を連合会に通知しなければならない。

第四章の二 社会保険労務士法人

(業務の範囲)

第十七条の三 法第二十五条の九第一項第一号に規定する法第二条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 事業所の労働者に係る賃金の計算に関する事務(その事務を行うことが他の法律において制限されているものを除く。)を業として行う業務

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(その事業を行うとする社会保険労務士法人が同法第五条第一項に規定する許可を受けて行うものであつて、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士が労働者派遣(同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の対象となり、かつ、派遣先(同法第二条第四号に規定する派遣先をいう。)が開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人(次のいずれかに該当するものを除く。)であるものに限る。)

イ 当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つている事件の相手方から当該事件に係る協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人

ロ 当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つている事件の相手方から当該事件に係る協議を受けた開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人であつて、その受けた協議の程度及び方法が信頼関係に基づくこと認められるもの

ハ 当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つている事件の相手方から依頼により受任している開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人(当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が紛争解決手続代理業務を行つている当該事件の当事者双方が、当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が当該開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に労働者派遣

をすることに同意した場合における当該開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を除く。)

二 当該労働者派遣事業を行うとする社会保険労務士法人が法第二十五条の十七第四号の規定により、その業務又は紛争解決手続代理業務を行つてはならないこととされる事件について、その業務又は紛争解決手続代理業務を行つている開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人(社会保険労務士法人の名簿)

(社会保険労務士法人の名簿)

第十七条の四 法第二十五条の十三第二項に規定する社会保険労務士法人の名簿は、連合会の定める様式による。

2 連合会は、社会保険労務士法人の名簿を常に整備しておくとともに、厚生労働大臣の求めに応じ、これを遅滞なく提出しなければならない。

(会計帳簿)

第十七条の五 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百五十五条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第二条第一項第一号の電磁的記録をいう。ただし、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第十七条の七において同じ。)をもつて作成及び保存しなければならない。

3 社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付さることが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産(当該資産の時価

がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減額をした額

6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

7 社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(貸借対照表) 第十七条の六 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

3 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

4 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七十七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七十七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日まで

の期間とする。この場合において、当該期間が一年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月)を超えることができない。

7 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 純資産

8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法) 第十七条の七 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百五十八條第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法は、法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百五十八條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

(財産目録) 第十七条の八 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八條第一項又は第六百六十九條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第二十五条の二十二第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、社会保険労務士法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産
二 負債
三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表) 第十七条の九 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八條第一項又は

第六百六十九條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産
二 負債
三 純資産

4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

第五章 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会
第十八条 法第二十五条の二十六第一項の規定により社会保険労務士会を設立するに、その役員とならうとする社会保険労務士五人以上が設立委員となり、会則を作成し、設立総会の議を経て、設立の認可の申請書を、設立しようとする社会保険労務士会の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、会則並びに会員となる社会保険労務士の名簿及び設立総会の議事録を添えなければならない。

(会則の変更) 第十九条 社会保険労務士会は、法第二十五条の二十七第二項の認可を受けようとするときは、当該認可の申請書を、その主たる事務所所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄労働局長」という。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、同項の認可に係る変更前の会則及び当該変更後の会則並びに当該会則の変更が会則の定めるところによりなされたことを証する書面を添えなければならない。

(住所の変更の報告) 第十九条の二 社会保険労務士会は、その主たる事務所のある地を変更したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働局長に報告しなければならない。

第二十條 削除
(役員を選任等の報告) 第二十一条 社会保険労務士会は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を所轄労働局長に報告しなければならない。

(会員の名簿の提出) 第二十二條 社会保険労務士会は、毎年四月一日現在における会員の名簿を、同月末日までに所轄労働局長に提出しなければならない。

2 社会保険労務士会は、会員につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、その氏名及び当該各号に掲げる事実が生じた年月日を記載した書面を、遅滞なく、所轄労働局長に提出しなければならない。

一 入会又は退会
二 開業社会保険労務士となつたこと又は開業社会保険労務士でなくなつたこと
三 社会保険労務士法人の社員となつたこと又は社会保険労務士法人の社員でなくなつたこと

(注意勧告の報告) 第二十二條の二 社会保険労務士会は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対し法第二十五条の三十三の規定により注意を促し、又は勧告したときは、その旨を所轄の地方厚生局長等又は労働局長に報告しなければならない。

(連合会の設立) 第二十三條 法第二十五条の三十四第一項の規定により連合会を設立するには、その会員となる社会保険労務士会は、会則を定め、設立総会の議を経て、設立の認可の申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、会則並びに会員となる社会保険労務士の名簿及び設立総会の議事録を添えなければならない。

(資格審査会) 第二十三條の二 資格審査会の委員は、社会保険労務士、労働又は社会保険の行政事務に従事する職員及び学識経験者各同数を委嘱しなければならない。

2 資格審査会の会長は、委員に欠員が生じたときは、遅滞なく、その欠員を補充しなければならない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

5 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあつては、成立の日)から当該事業年度の末日まで

6 資格審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

7 資格審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決のときは、会長の決するところによる。

8 前各項に規定するもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、連合会の会則で定める。

（社会保険労務士会に関する規定の準用）

第二十四条 第十九条、第十九条の二及び第二十一条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十九条第一項中「法第二十五条の二十七第二項」とあるのは「法第二十五条の三十九において準用する法第二十五条の二十七第二項」と、「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄労働局長」という。）とあるのは「厚生労働大臣」と、第十九条の二及び第二十一条中「所轄労働局長」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

（試験事務に従事する役員の選任等の届出）

第二十五条 連合会は、法第二十五条の四十一第一項の規定により試験事務に従事する役員を選任したときは、その日から十五日以内に、当該役員の氏名及び略歴を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により届け出た役員に変更があったときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験委員の要件）

第二十六条 法第二十五条の四十一第二項の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において労働社会保険諸法令又は経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

（試験委員の選任等の届出）

第二十七条 連合会は、法第二十五条の四十一第二項の規定により社会保険労務士試験委員（以下「試験委員」という。）を選任したときは、その日から十五日以内に、当該試験委員の氏名及び略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により届け出た試験委員に変更があつたときは、その日から十五日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（試験事務規程の認可の申請）

第二十八条 連合会は、法第二十五条の四十三第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る試験事務の実施に関する規程を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、法第二十五条の四十三第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（試験事務規程の記載事項）

第二十九条 法第二十五条の四十三第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 五 その他試験事務の実施に関し必要な事項（事業計画等の認可の申請）

第三十条 連合会は、法第二十五条の四十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、法第二十五条の四十四第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（試験事務に関する規定の準用）

第三十条の二 第二十五条から前条までの規定は、連合会が行う代理業務試験事務について準用する。この場合において、第二十六条第一号中「労働社会保険諸法令又は経営学」とあるのは「法律学」と、第二十七条第一項中「社会保険労務士試験委員」とあるのは「紛争解決手続

代理業務試験委員」と、「略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目」とあるのは「略歴」と、第二十九条第一号中「試験」とあるのは「紛争解決手続代理業務試験」と読み替えるものとする。

（附属明細書の記載事項）

第三十一条 法第二十五条の四十八の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 主な資産及び負債に関する事項
- イ 長期借入金（借入先及び借入先ごとの前事業年度末からの増減を含む。）
- ロ 債券の明細（銘柄及び銘柄ごとの前事業年度末からの増減を含む。）
- ハ 引当金の明細（引当金の種類ごとの前事業年度末からの増減を含む。）
- ニ 現金及び預金、未収収益、未収金その他の主な資産の明細
- ホ 短期借入金、未払金、未払費用その他の主な負債の明細

- 二 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
- 三 主な収益及び費用に関する事項
- イ 補助金等の明細（当該事業年度に交付を受けた補助金等の名称、補助金等に係る国の会計区分並びに補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係についての説明を記載すること。）
- ロ 連合会の役員及び職員（給与費の明細）
- ハ その他連合会の主な収益及び費用の明細（事業報告書の記載事項）

第三十二条 法第二十五条の四十八の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 連合会の現況
- イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
- ロ 沿革、設立に係る根拠法、主務大臣その他の連合会の概要
- ハ 事業内容
- ニ 役員の数、氏名、役職、任期及び経歴
- ホ 職員の定数（前事業年度末からの増減を含む。）

- 二 連合会の事業に関する事項
- イ 事業の実施状況（過年度分を含む。）
- ロ 借入金の額及び借入先（過年度分を含む。）

ハ 補助金その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）の交付を受けている場合にあつては、その名称及び額並びに当該補助金等の受入れの目的（過年度分を含む。）

（貸借対照表等の閲覧期間）

第三十三条 法第二十五条の四十八に規定する厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

（権限の委任）

第三十四条 法第三十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長及び都道府県労働局長に委任する。

- 一 法第十八条第一項ただし書に規定する許可
- 二 法第二十四条第一項に規定する報告徴収及び立入検査
- 三 法第二十五条の三の二に規定する通知の受理
- 四 法第二十五条の二十六第一項及び第二十五条の二十七第二項に規定する認可
- 五 法第二十五条の四十七に規定する総会の決議の取消しの命令及び役員解任の命令（社会保険労務士会に係るものに限る。）
- 六 法第二十五条の四十九第一項に規定する報告徴収、勧告及び検査（社会保険労務士会に係るものに限る。）

2 法第三十条第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附則抄

附則抄
 1 この省令は、昭和四十三年十二月二日から施行する。
附則（昭和四十七年四月一日厚生省・労働省令第一号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十七年五月一日厚生省・労働省令第二号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年三月二日厚生省・労働省令第一号）抄
 この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年四月一日厚生省・労働省令第一号）抄
 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十一年一月二三日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則（昭和五十二年四月二八日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和五十二年五月一日から施行する。

附則（昭和五十八年八月八日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和五十八年九月一日から施行する。

附則（昭和五十七年一月二九日厚生省・労働省令第一号）
（施行期日）
この省令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第六十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十七年四月一日）から施行する。

2 改正法附則第十三条及び附則第十四条の主務省令で定める事項は、この省令による改正後の社会保険労務士法施行規則（以下「新規規則」という。）第十条各号に定める事項及び改正法による改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第四条第一項の免許の取得年月日とする。

3 改正法附則第十三条又は第十四条の規定による書面を提出する者は、当該書面に旧法第四条第二項の免許証を添付するものとする。

4 前項の書面の様式は、全国社会保険労務士会連合会の定めるところによるものとする。

5 新規規則第十一条第二項の規定は、全国社会保険労務士会連合会が前項の様式を定めた場合及び変更した場合に準用する。

附則（昭和五十九年四月一三日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附則（昭和五十九年九月二八日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、昭和五十九年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年三月二九日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附則（昭和六一年九月三〇日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附則（昭和六一年一月二六日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十七号）の施行の日（昭和六十一年十二月一日）から施行する。

附則（昭和六一年二月二七日厚生省・労働省令第四号）
この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附則（昭和六十二年三月三〇日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年七月一日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月一七日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条第一項第三号の改正規定及び別表第二十八号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年三月三一日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（昭和六十二年四月八日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年二月二三日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。ただし、別表第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月三一日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十八号の改正規定は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成元年五月二九日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月二八日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年九月二六日厚生省・労働省令第四号）
この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附則（平成元年十二月二〇日厚生省・労働省令第五号）
この省令は、平成二年一月一日から施行する。

附則（平成二年六月八日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二年九月一日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年三月一九日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年七月三一日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成四年四月一〇日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年六月二九日厚生省・労働省令第二号）
この省令は、平成四年七月一日から施行する。

附則（平成四年八月二八日厚生省・労働省令第三号）
この省令は、平成四年九月一日から施行する。

附則（平成四年九月一四日厚生省・労働省令第四号）
この省令は、平成四年十月一日から施行する。

附則（平成四年一〇月二一日厚生省・労働省令第五号）
この省令は、平成四年十一月一日から施行する。

附則（平成六年一月四日厚生省・労働省令第一号）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月三〇日厚生省・労働省令第二号）
（施行期日）
この省令は、平成六年四月一日から施行する。

1 この省令は、社会保険労務士会の会員である社会保険労務士に関する経過措置

2 社会保険労務士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定による入会届は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を所属することとなる社会保険労務士会に提出して行わなければならない。
一 氏名及び住所
二 勤務する事業所の名称及び所在地
三 登録番号
四 現に所属している社会保険労務士会の名称及び所在地

3 改正法附則第四条第一項の規定による入会届は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を所属することとなる社会保険労務士会に提出して行わなければならない。
一 氏名
二 勤務する事業所の名称及び所在地又は住所（その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所の名称及び所在地）
三 登録番号

4 この省令の施行の際現に社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士が、改正法附則第四条第一項の規定により所属することとなる社会保険労務士会の会員となるまでの間又は同条第三項の規定により社会保険労務士法第十四条の十第一項第一号に該当することとなつたものとみなされて、同項の規定により登録を抹消されるまでの間は、当該社会保険労務士に係るこの省令による改正後の社会保険労務士法施行規則の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>附則 (平成六年六月二四日厚生省・労働省令第三号) この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三十七号の改正規定は、平成六年七月一日から施行する。 附則 (平成六年九月二九日厚生省・労働省令第四号) この省令は、平成六年十月一日から施行する。 附則 (平成六年十一月九日厚生省・労働省令第六号) この省令は、平成七年四月一日から施行する。 附則 (平成七年三月三一日厚生省・労働省令第一号)</p>	<p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p>	<p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p> <p>第十所属社会保険労務勤務する事業所又は住所(その者が事務所を有する場合にあつては、当該事務所とする。以下「勤務先等」という。)の所在地の属する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会</p>
---	---	---

この省令は、平成七年四月一日から施行する。
附則 (平成七年六月三〇日厚生省・労働省令第二号)
この省令は、平成七年七月一日から施行する。
附則 (平成七年九月二九日厚生省・労働省令第三号)
この省令は、平成七年十月一日から施行する。ただし、別表第十八号の改正規定は、平成七年十二月一日から施行する。
附則 (平成八年三月二九日厚生省・労働省令第一号)
(施行期日)
1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。ただし、別表第二十九号の改正規定(継続事業の一括の申請)の下に、「第十二条の二の労災保険率の特例に係る申告」を加える部分に限る。は、平成九年三月三十一日から施行する。
(経過措置)
2 社会保険労務士法第二条第一項第一号の三に規定する申請等に係る厚生労働省令で定めるものは、社会保険労務士法施行規則第一条の規定にかかわらず、同令別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成八年労働省令第六号)附則第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十八号)第七条第二項の介護料の支給の申請とする。
附則 (平成八年五月二四日厚生省・労働省令第二号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成八年二月二七日厚生省・労働省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三十四号の改正規定は、平成九年一月一日から施行する。
附則 (平成九年二月二八日厚生省・労働省令第一号)
この省令は、平成九年三月一日から施行する。
附則 (平成九年三月二四日厚生省・労働省令第二号)

この省令は、平成九年四月一日から施行する。
附則 (平成九年四月一日厚生省・労働省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成九年九月一日厚生省・労働省令第四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一〇年四月一日厚生省・労働省令第一号)
この省令は、平成一〇年四月一日から施行する。
附則 (平成一〇年九月二九日厚生省・労働省令第二号)
この省令は、平成一〇年十月一日から施行する。
附則 (平成一〇年十一月三〇日厚生省・労働省令第三号)
この省令は、平成一〇年十一月一日から施行する。
附則 (平成一〇年二月二五日厚生省・労働省令第四号)
この省令は、平成一〇年二月一日から施行する。
附則 (平成一一年三月三一日厚生省・労働省令第一号)
この省令は、平成一一年四月一日から施行する。
附則 (平成一一年二月一日厚生省・労働省令第三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一二年三月三〇日厚生省・労働省令第一号)
この省令は、平成一二年四月一日から施行する。
附則 (平成一二年二月二五日厚生省・労働省令第一〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
(様式に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則(以下「旧規則」という。)第

十七条の規定による証明書は、当分の間、第一条の規定による改正後の社会保険労務士法施行規則(以下「新規則」という。)第十七条の規定による証明書とみなす。
第三条 この省令の施行の際現に提出されている旧規則に定める様式による申請書等は、新規則に定める相当様式による申請書等とみなす。
第四条 この省令の施行の際現に存する旧規則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。
附則 (平成一三年三月二九日厚生労働省令第七七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成一三年四月一日から施行する。
附則 (平成一三年五月一日厚生労働省令第一二三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一三年六月八日厚生労働省令第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成一三年六月三十日から施行する。
附則 (平成一三年七月一六日厚生労働省令第一七一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一三年九月二二日厚生労働省令第一八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成一三年十月一日から施行する。
附則 (平成一三年十一月一六日厚生労働省令第二一三三号)
この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四四号) 抄
1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。
附則 (平成一四年三月二六日厚生労働省令第三九号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附則（平成一四年四月一日厚生労働省令第六二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一四年九月五日厚生労働省令第一一七号）抄

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一五号）抄

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二六日厚生労働省令第五一号）抄

この省令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年三月三一日厚生労働省令第七一号）抄

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年四月一日厚生労働省令第七四号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 12 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する申請等に係る厚生労働省令で定めるものは、社会保険労務士法施行規則第一条の規定にかかわらず、同令別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第七十四号）附則第二十条の規定によりなお従前の例によるものとされた派遣労働者雇用管理研修助成金の支給の申請とする。

附則（平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一四五号）抄

第一条 この省令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一四五号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一七五号）抄

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成一五年二月二五日厚生労働省令第一七八号）抄

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一日厚生労働省令第二三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月二九日厚生労働省令第五六号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条及び附則第九条から第十五条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月一日厚生労働省令第九五号）抄

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日厚生労働省令第八二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日厚生労働省令第一五三号）抄

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号）抄

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一七年二月二六日厚生労働省令第一七三号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二七日厚生労働省令第九号）抄

第一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月一日厚生労働省令第二六号）抄

第一条 この省令は、社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年三月一日）から施行する。

第二条 この省令の施行前に全国社会保険労務士会連合会が実施したこの省令による改正後の第九条の三に規定する研修の一部に相当する研修を修了した者は、同条に規定する研修の一部を履修した者とみなす。

附則（平成一八年三月二九日厚生労働省令第六〇号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七一号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇六号）抄

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号）抄

第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

附則（平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号）抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六三号）抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年九月二九日厚生労働省令第一六三号）抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年九月二十日から施行する。

附則（平成一八年九月二〇日厚生労働省令第一六五号）抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年九月二五日厚生労働省令第一六七号）抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一八年一〇月一日厚生労働省令第一八三号）抄

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二二日厚生労働省令第二三号）抄

1 この省令は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

2 この省令による改正前の社会保険労務士法施行規則第十七条の規定による証明書は、当分の間、この省令による改正後の社会保険労務士法施行規則第十七条の規定による証明書とみなす。

附則（平成一九年三月二七日厚生労働省令第三二号）抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号）抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教教授の在職に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 社会保険労務士法施行規則第二十六条第一号

附則 (平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(暫定雇用福祉事業)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の三に規定する

申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項(以下この条において「申請等」という。)に係る厚生労働省令で定めるものは、社会保険労務士法施行規則第一条の規定にかかわらず、同令別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、改正法附則第六条第一項第一号に掲げる事業に係る申請及び改正法附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法附則百十一條の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十六条第一項第一号の給付金の支給の申請とする。

附則 (平成一九年七月二三日厚生労働省令第九七号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則 (平成一九年一〇月一日厚生労働省令第一二二号) 抄

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年四月二五日厚生労働省令第一〇一号) 抄

第一条 この省令は、最低賃金法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年七月一日)から施行する。

附則 (平成二二年二月二七日厚生労働省令第一八号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月一六日厚生労働省令第三七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三〇日厚生労働省令第五四号) 抄

第一条 この省令は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の施行の日(平成二十一年五月一日)から施行する。

附則 (平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六一号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

第三条 社会保険労務士法第二條第一項第一号の三に規定する申請等に係る厚生労働省令で定め

るものは、社会保険労務士法施行規則第一条の規定にかかわらず、同令別表各号に掲げる申請等について、それぞれ当該各号に定めるとおりとするほか、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五号)附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に支給する育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の支給の申請とする。

附則 (平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六二号) 抄

第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年六月三十日)から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による用紙については、当

分の間、これを取り替えて使用することができる。

附則 (平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六八号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日厚生労働省令第五一号) 抄

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日厚生労働省令第四六号) 抄

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月一〇日厚生労働省令第六九号) 抄

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年六月二七日厚生労働省令第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年七月二五日厚生労働省令第九三号) 抄

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二〇号) 抄

第一条 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律第二十六條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八條第一項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二條の規定による改

正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三條の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四條の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五條の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

附則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一号) 抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年八月一〇日厚生労働省令第一一四号) 抄

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

附則 (平成二五年九月一三日厚生労働省令第一〇五号)

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年七月二四日厚生労働省令第八五号) 抄

1 この省令は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年二月四日厚生労働省令第一六号) 抄

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月一八日厚生労働省令第三五号) 抄

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年三月二七日厚生労働省令第五三号)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年三月三十一日厚生労働省令第五十七号）抄

第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月二十九日厚生労働省令第一四九号）抄

第一条 この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

附則（平成二十七年九月三〇日厚生労働省令第一五六号）抄

第一条 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則（平成二十七年一〇月二八日厚生労働省令第一六二号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年一月一四日厚生労働省令第四号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月一六日厚生労働省令第二〇号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十八年二月二五日厚生労働省令第二五号）抄

第一条 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十八年三月三十一日厚生労働省令第五六号）抄

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日厚生労働省令第五五号）抄

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年七月六日厚生労働省令第八三号）抄

（施行期日）
1 この省令は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成三〇年九月二八日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附則（平成三〇年一二月二八日厚生労働省令第一五三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附則（令和元年一二月二七日厚生労働省令第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第七八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二二日厚生労働省令第一二四号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月二二日厚生労働省令第一二六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日厚生労働省令第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表（第一条関係）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に係る申請等第九十六条の二第一項の事業の附属寄宿舎の設置、移転又は変更の届

条の規定は同年八月一日から、第六条の規定は公布の日から施行する。

附則（令和三年九月三〇日厚生労働省令第一六六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附則（令和四年一月一四日厚生労働省令第四号）抄

（施行期日）
1 この省令は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）附則第一条に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（令和四年三月一四日厚生労働省令第三六号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三十一日厚生労働省令第七三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一〇日厚生労働省令第九三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

別表（第一条関係）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に係る申請等第九十六条の二第一項の事業の附属寄宿舎の設置、移転又は変更の届

出、第四百四条第一項の申告、第四百四条の二第一項の報告（労働基準法施行規則第五十七條第三項の預金の管理の状況の報告を除く。）及び第五百五条の第三項の紛争の解決の援助の求め以外の申請等

二 労働基準法の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十二号）に係る申請等附則第六條第三項の許可の申請

三 労働基準法施行規則に係る申請等第五十七條第一項第二号の事故報告並びに同項第三号及び同条第二項の労働者死傷病報告以外の申請等

四 事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）に係る申請等同令による申請等

五 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る申請等同法による申請等

六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）に係る申請等同令による申請等

七 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）に係る申請等同令による申請等

八 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）に係る申請等第五條の七第一項の求職の申込み、第四十八條の四第一項の申告、第四十九條の報告及び第五十條第一項の報告以外の申請等

九 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）に係る申請等第三十五條第二項の通知及び同条第四項の連絡以外の申請等

十 有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成十五年／法務省／厚生労働省／令第二号）に係る申請等第五條第二項の提出以外の申請等

十一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）に係る申請等第七條の被保険者に関する届出、第六十二條の雇用安定事業に係る申請、第六十三條の能力開発事業に係る申請（雇用保険法施行規則第百二十三條の認定訓練助成事業費補助金に係る事業主の申請、同令第百二十五條の人材開発支援助成金の支給の申請及び同令第百三十條の職場適応訓練に係る事業主の申請に限る。）並びに第六十九條第一項の審査請求及び再審査請求並びに同条第二項の再審査請求

十二 雇用保険法施行規則に係る申請等第十二條の二の雇用継続交流採用職員に関する届

出、第十三條第一項の転勤の届出、第十四條の個人番号の変更の届出、第十四條の二第一項の介護休業又は育児休業開始時の賃金の届出、第十四條の三第一項の介護又は育児のための休業又は勤務時間短縮開始時の賃金の届出、第百一条の五第一項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢雇用継続基本給付金の支給の申請、同条第一項の六十歳到達時等の賃金の届出、第百一条の七第一項及び同条第二項において準用する第百一条の五第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢再就職給付金の支給の申請、第百一条の十九第一項の介護休業給付金の支給の申請、第百一条の三十第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の育児休業給付金の支給の申請、第百一条の三十三第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請、第百四十一條及び第百四十二條の事業所の設置等の届出並びに第百四十五條第二項の代理人の選任等の届出及び同条第三項の変更等の届出

十三 削除

十四 削除

十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に係る申請等第二十八條第三項の職業訓練指導員免許の申請、第四十二條第三項の清算人の認可の申請及び第百二條の報告以外の申請等

十六 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に係る申請等第三十三條（第三十六條の十三において準用する場合を含む。）の変更の届出、第三十四條（第三十六條の十三において準用する場合を含む。）の認定職業訓練の廃止の届出、第三十五條第一項の職業訓練施設の設置に係る承認の申請、第三十五條の三第一項の技能照査の届出及び第三十五條の四の認定職業訓練の実施状況の報告

十七 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に係る申請等第十五條第一項の申出以外の申請等

十八 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に係る申請等第十二條第一項の退職金の分割支給の請求、第十八條の掛金の納付月数の通算の申出、第三十條第一項の退職金受入れの申出、第三十一條第一項の退職金引渡しの申出、第四十六條第一項第一号の

掛金納付月数の通算の申出及び第五十五條第一項第一号（同条第四項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の移動による通算の申出以外の申請等

十九 中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）に係る申請等第十四條第一項の退職金の請求、第十六條の直接現金による退職金の受領の請求、第二十五條の現価相当額支給の申請、第二十六條第一項の解約手当金の請求、第二十八條の直接現金による解約手当金の受領の請求、第三十條第一項の事実の届出、第四十四條第一項の事由の申出、第八十三條第一項の退職金の請求及び第八十四條の直接現金による退職金の受領の請求以外の申請等

二十 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に係る申請等第四十三條第七項の雇用に関する状況の報告、第五十條第一項の障害者雇用調整金の支給の申請、第五十一條第一項の助成金に係る申請、第五十六條第一項の障害者雇用納付金の申告、第五十七條の延納の申請、第七十四條の二第一項の在宅就業障害者特例調整金の支給の申請、附則第四條第三項の報奨金の支給の申請及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金の支給の申請

二十一 削除

二十二 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）に係る申請等第四十四條第一項の申告及び第四十五條第一項の報告以外の申請等

二十三 港湾労働法施行規則（昭和六十三年労働省令第三十五号）に係る申請等同令による申請等

二十四 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）に係る申請等第四條第一項第五号の失業の予防として行つた給付金に係る申請、同項第六号の雇用の継続のために行つた給付金に係る申請、第十八條第五号の給付金に係る申請、第二十七條第一項の大量雇用変動の届出及び第三十條の六第一項の調停の申請

二十五 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十二号）に係る申請等第二條第二号の給付金に係る申請

二十五の二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）に係る申請等附則第八條第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

二十六 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る申請等第二十三條第三項の印紙保険料納付計器の指定及び設置承認の申請以外の申請等

二十七 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）に係る申請等第五十條第一項の始動票札受領通帳交付の申請、同条第四項の印紙保険料額変更の届出及び同条第六項の始動票札受領通帳再交付の届出、第五十一條第一項の始動票札受領通帳の提出、第五十二條第一項の印紙保険料納付計器の提示及び同条第三項の印紙保険料納付計器再使用の承認の申請、第五十三條の差額払戻しの届出並びに第五十五條の印紙保険料納付計器使用状況の報告以外の申請等

二十八 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に係る申請等第九條第二項の異議の申出

二十九 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）に係る申請等第二十三條第三項の家内労働死傷病の届出以外の申請等

三十 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）に係る申請等同法による申請等

三十一 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）に係る申請等同令による申請等

三十二 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）に係る申請等同令による申請等

三十三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）に係る申請等第十六條第一項の多数離職の届出及び第七十二條の雇用の状況に関する報告

三十四 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）に係る申請等第二條第二項の総括安全衛生管理者の選任の報告、第四條第二項において準用する第二條第二項の安全管理者の選任の報告、第七條第二項の衛生管理者の選任の報告、第十三條第二項の産業医

出、第十五條第一項の転勤の届出、第十四條の個人番号の変更の届出、第十四條の二第一項の介護休業又は育児休業開始時の賃金の届出、第十四條の三第一項の介護又は育児のための休業又は勤務時間短縮開始時の賃金の届出、第百一条の五第一項及び第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢雇用継続基本給付金の支給の申請、同条第一項の六十歳到達時等の賃金の届出、第百一条の七第一項及び同条第二項において準用する第百一条の五第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の高年齢再就職給付金の支給の申請、第百一条の十九第一項の介護休業給付金の支給の申請、第百一条の三十第一項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の育児休業給付金の支給の申請、第百一条の三十三第一項の出生時育児休業給付金の支給の申請、第百四十一條及び第百四十二條の事業所の設置等の届出並びに第百四十五條第二項の代理人の選任等の届出及び同条第三項の変更等の届出

十三 削除

十四 削除

十五 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に係る申請等第二十八條第三項の職業訓練指導員免許の申請、第四十二條第三項の清算人の認可の申請及び第百二條の報告以外の申請等

十六 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に係る申請等第三十三條（第三十六條の十三において準用する場合を含む。）の変更の届出、第三十四條（第三十六條の十三において準用する場合を含む。）の認定職業訓練の廃止の届出、第三十五條第一項の職業訓練施設の設置に係る承認の申請、第三十五條の三第一項の技能照査の届出及び第三十五條の四の認定職業訓練の実施状況の報告

十七 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）に係る申請等第十五條第一項の申出以外の申請等

十八 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）に係る申請等第十二條第一項の退職金の分割支給の請求、第十八條の掛金の納付月数の通算の申出、第三十條第一項の退職金受入れの申出、第三十一條第一項の退職金引渡しの申出、第四十六條第一項第一号の

の選任の報告、第六十六條の三の免許の申請、第六十七條第一項の免許証の再交付の申請及び同条第二項の書替えの申請、第七十一條の免許試験の受験の申請、第七十五條の講習の申込み及び第八十條の技能講習の受講の申込み並びに第八十二條第一項の技能講習の申込み及び同条第三項の技能講習を修了したことを証する書面の交付の申込み

三十五 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）に係る申請等第十一條の報告及び第十七條第一項の報告以外の申請等

三十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に係る申請等の報告以外の申請等

三十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）に係る申請等

三十八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に係る申請等第七條第一項第一号、第二号及び第四号の事業に係る申請並びに第十三條第四項の委託募集の届出

三十九 介護労働者の雇用の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）に係る申請等第十二條の報告以外の申請等

四十 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）に係る申請等第八條第一項の労働時間等設定改善実施計画の承認（第九條第一項の規定による変更の承認を含む。）の申請

四十一 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）に係る申請等第二十五條第一項の調停の申請

四十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）に係る申請等第三十條の給付金に係る申請、第五十二條の五第一項の調停の申請及び第五十三條第四項の委託募集の届出

四十三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）に係る申請等第十三條第一項の委託募集の届出

四十四 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に係る申請第十八條第一項の調停の申請

四十五 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）に係る申請第五條のあつせん申請

四十六 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）に係る申請等同法第三十八條第一項の規定により準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律に関する申請等及び石綿による健康被害の救済に関する法律第五十九條第一項の特別遺族給付金の請求

四十七 厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）に係る申請等

四十八 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に係る申請等同法による申請等

四十九 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）に係る申請等

五十 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に係る申請等第四條第一項の職業訓練の認定の申請

五十一 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）に係る申請等第四條の認定職業訓練に関する事項の変更の届出及び第五條の認定職業訓練の修了者等の就職に関する状況の報告

五十二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に係る申請等同法第十六條第一項の認定の申請及び第二十一條第二項の報告

五十三 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）に係る申請等第十一條の報告以外の申請等

五十四 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）に係る申請等同法第十八條第七項及び第二十八條の報告以外の申請等

五十五 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）に係る申請等同法第九條の報告

五十六 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）に係る申請等第十六條第七項及び第三十條の報告以外の申請等

五十七 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）に係る申請同法第五條第一項の給付金に係る申請

五十八 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）に係る申請等同法による申請等

五十九 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律施行規則（令和三年厚生労働省令第百八十七号）に係る申請等

六十 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法第六十條第一項の医師等の報告等、同法第七十八條第一項（同法第八十五條第九項、第八十五條の二第五項、第八十六條第四項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）の保険医療機関等の報告等並びに同法第九十四條第一項（同法第百十一條第三項及び第百四十九條において準用する場合を含む。）の指定訪問看護事業者等の報告等以外の申請等

六十一 船員保険法及び同法に基づく命令に係る申請等同法第四十九條第一項の医師等の報告等、同法第五十九條、第六十一條第七項、第六十二條第四項及び第六十三條第四項において準用する健康保険法第七十八條第一項の保険医療機関等の報告等、船員保険法第六十五條第十二項及び第七十八條第三項において準用する健康保険法第九十四條第一項の指定訪問看護事業者等の報告等

六十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法第四十五條の二第一項（第五十二條

第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第四項並びに第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）の保険医療機関等の報告等、同法第五十四條の二の三第一項（第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。）の指定訪問看護事業者等の報告等並びに国民健康保険法第百十四條第一項の医師等の報告等以外の申請等

六十四 国民年金法及び同法に基づく命令に係る申請等

六十五 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十六 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）に係る申請等同法附則第五條の二第一項及び第二項各号の債権の管理及び回収に係る申請

六十七 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十八 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等

六十九 及び同法に基づく命令に係る申請等

七十 平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法及び同法に基づく命令による申請等

七十一 平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法及び同法に基づく命令による申請等

七十二 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法第六十一條第一項の医師等の報告等、同法第七十二條第一項（同法第七十四條第十項、第七十五條第七項、第七十六條第六項及び第八十二條第二項において準用する場合を含む。）の保険医療機関等の報告等及び同法第八十一條第一項の指定訪問看護事業者等の報告等以外の申請等

七十三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等同法第二十四條第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同法第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二條第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告

様式第6号(第12条の3関係)

様式第6号(第12条の3関係)

社会保険労務士証書

(登録番号)

第 号

(氏 名)

年 月 日生

上記の者は、年 月 日社会保険労務士の登録を受けたことを証明する。

年 月 日

全国社会保険労務士会連合会

備考 用紙の大きさは、82とする。

様式第6号の2(第12条の6関係)

様式第6号の2(第12条の6関係)

社会社会保険労務士証書

(登録番号)

第 号

(氏 名)

年 月 日生

上記の者は、年 月 日社会保険労務士の登録を受け、年 月 日社会社会保険労務士の登録を受けたことを証明する。

年 月 日

全国社会保険労務士会連合会

備考 用紙の大きさは、82とする。

様式第7号及び様式第8号 削除
様式第9号(第14条関係)

様式第9号(第14条関係)

社会保険労務士登録簿

社会保険労務士登録番号	第 号
所在場所	
登録簿の事務所	社 名
	登録年月日
登録簿予定の事務所	所 在 場 所
	氏 名
登録簿の増設を必要とする事務所	
登録 考 察 事 項	

注記 上記により事務所を継続したいので、事務所増設の申請を申請します。

年 月 日

印 面

氏 名

登録簿管理員 職 名

注記 注記については、「登録簿管理員」の記載事項の記載事項のみを、記載その他の記載事項を記入すること。

備考 用紙の大きさは、82とする。

様式第10号(第17条関係)

様式第10号(第17条関係)

(表)

第 号

社会保険労務士業務

検査職員証

「所属庁名」

官 職

氏 名

年 月 日生

地方厚生局長 令和 年 月 日交付

若しくは地方厚生支局長

又は都道府県労働局長

(裏)

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)(伊)

(報告及び検査)

第二十四条 厚生労働大臣は、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員をして当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の事務所等に立ち入り、当該開業社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人に質問し、若しくはその業務に関係のある帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入検査しようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、88とする。